

予算決算委員会 厚生分科会 分科会長報告

厚生分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 67 号令和 7 年度横手市一般会計補正予算（第 2 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 3 款民生費では、「各項において、人件費が減額されているが、住民対応に不安はないか」との質疑に対し、当局より、「職員減を心配されていると思うが、人件費は年齢構成の変更によっても変わるものであり、部の職員数としては増えている」との答弁がありました。

これに対し、委員より「公立保育所費も減額されているが、今後、保育所の民営化を進めていく上で、職員の異動状況についても丁寧に説明してほしいと思うが、どうか」との質疑があり、当局より、「来年度は、さらに 2 カ所の公立保育所が民営化される予定である。会計年度任用職員の処遇を含め、職員の異動状況についても、今後説明の機会を設けていきたい」との答弁がありました。

4 款衛生費では、「保健師の人材確保」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 68 号令和 7 年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「保険税収入が多くなったことから、基金に積み立てたとのことだが、その一部を取り崩して使用する考えはないか」との質疑に対し、当局より、「課税所得の大幅増の要因は、米の価格高騰と前期高齢者交付金が増加したことなどによるものだが、来年度も同じように歳入を確保できるかどうかは不透明である。今のところ、基金積立金を使用することは考えていないが、令和 8 年度から子ども・子育て支援金制度が開始されることから、被保険者に負担が増えたと感じさせないよう、税率についても検討していかなければならないと考えている」との答弁がありました。

このほか、「滞納者への対応状況」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 69 号令和 7 年度横手市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 70 号令和 7 年度横手市市営介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）については、「事業の今後の方向性」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 72 号令和 7 年度横手市病院事業会計補正予算（第 2 号）については、「病院運営の見通し」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

予算決算委員会 産業建設分科会 分科会長報告

産業建設分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 67 号令和 7 年度横手市一般会計補正予算（第 2 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 6 款農林水産業費では、「農業経営支援事業の対象者数と内容」についての質疑がありました。

7 款商工費では、「伝統的産業緊急支援事業について、米の価格高騰に対応した事業ということで、今回は酒造業などが対象ということだが、それ以外の米を利用している事業者への支援は今後考えていくのか」との質疑に対し、当局より、「今回は、酒造業及び味噌・麴を製造している事業者に対しての支援としているが、今後、国の交付金等様々な部分も含めながら内容を精査していきたい」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 71 号令和 7 年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第 1 号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 73 号令和 7 年度横手市水道事業会計補正予算（第 1 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「今回の補正内容は、新設井戸から取水できなかった結果への調査費ということだが、用地外の候補地の調査という項目がある。同じ調査費をかけるなら最初から場所の見直しをすべきではないか」との質疑に対し、当局より、「上流側には水道事業の水源もあるが、湧出量や井戸の寿命の問題もあり、既存の単独の井戸だけで今後 40 年、50 年と浄水場を運転させることはリスクが高い。そのため、どの程度水量を確保できるのかという分析とあわせて、新設井戸への追加対策を考えていかなければならない」との答弁がありました。

また、「調査の結果によっては横ボーリングを実施するとのことだが、これは地滑り対策として行われる工法のようにであり、適切なのか。また、国土交通省が管理する雄物川の土手があり、土手の強度が保てるのか問

題になると思われる。「許可が下りるものなのか」との質疑に対し、当局より、「横ボーリングは、法面補強で行われる工法のアンカボーリングとは違い、水道施設設計指針にもうたわれ、多くの実績がある工法であり、実際に横ボーリングで施工した井戸も当市にある。また、横ボーリングではないが、国と協議し、もっと太い集水管を河川側に挿入した実例もある。今後、国土交通省と具体的な協議を行っていくことを考えている」との答弁がありました。

また、「用地外の候補地に井戸を掘る場合はどれくらいの費用がかかるのか」との質疑に対し、当局より、「約1億6,000万円程度になると思われる」との答弁がありました。

このほか、「マンガン除去対策」についての質疑がありました。

本案については、審査を休憩し、委員間討議を行いました。

討論では、加藤雄太委員より、反対の立場で、「初めに、これは浄水場整備に反対するものではないということを明確に申し上げる。今回の補正については、あくまで今回採掘した井戸を生かすための調査というものであるが、調査後の対応策を含め、安心して任せられるようなものではないと判断した。今回、提出された資料にもあるケース案のような候補地の再選定や、現在水がふんだんに出ている箇所を生かすといったような代替案を出していただくこと。そして、建設現場や、受益者に影響を及ぼすことがないことを切に願う」との討論がありました。

本案について、起立採決の結果、出席者起立なしにより否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第77号令和7年度横手市一般会計補正予算（第3号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出7款商工費 では、「横手市エネルギー価格高騰対策支援事業の補助金について、募集期間は決まっているのか。また、対象者の要件については、分かりにくい点もあり具体化し周知すべきと思うが、どうか」との質疑に対し、当局より、「現在のところ、募集期間については8月1日から9月末までを予定しており、前回同様SNSやホームページ、そして商工団体等の協力を得ながら、チラシ等を配布し周知する予定である。また、対象者の要件については分かりやすく丁寧に周知していきたい」との答弁がありました。

また、「令和5年度に行った事業者へのアンケート結果を踏まえ、今回の事業実施にあたり反映された部分はあるか」との質疑に対し、当局よ

り、「当時のアンケートは、補助金を受けたことについて回答を求めたものであった。ただ、申請に当たっては書類の準備などが難しかったのではないかと分析しており、その点を解消し、申請しやすい仕組みづくりに取り組んでいきたい」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

予算決算委員会 総務文教分科会 分科会長報告

総務文教分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 67 号令和 7 年度横手市一般会計補正予算（第 2 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 9 款消防費では、「防火貯水槽の撤去について、消防水利の一つが無くなるが、地域の消防水利は不足しないか」との質疑に対し、当局より、「当該事業において、防火貯水槽の撤去とともに水道工事も行われており、それに伴って付近に消火栓を既に設置している」との答弁がありました。

また、「撤去する 20 トン防火貯水槽の代替として複数の消火栓が必要であると思うが、消火栓は増やさなかったのか」との質疑に対し、当局より、「消火栓は、1 分間に 1 トン、かつ 40 分以上放水できるものという基準が設けられており、水利として水量を十分確保できる」との答弁がありました。

このほか、「消防水利施設の撤去・新設に伴う国からの補償」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 77 号令和 7 年度横手市一般会計補正予算（第 3 号）については、質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。
よろしくご審議の程お願いいたします。